第百三十七条の十四第三号ロ中「第百十二条第十三項第一号イ」を「第百十二条第十八項第一号イ」に改める。

第百三十八条の三の見出し中「定期報告」を「維持保全に関する準則の作成等」に改め、同条中「第十二条第一項」を「第八条第二項第一号の政令で定める昇降機等、法第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項」に改める。

第百四十五条第一項第二号イ中「第百十二条第十三項第一号イ」を「第百十二条第十八項第一号イ」に改める。

第百四十六条第一項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第百四十七条第一項中「第百二十九条の二の四」を「第百二十九条の二の三」に改め、同条第四項中「及び第四号」を「又は第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　災害があつた場合において建築物の用途を変更して法第八十七条の三第二項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物（以下この項において単に「公益的建築物」という。）、建築物の用途を変更して同条第五項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等及び建築物の用途を変更して同条第六項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等（いずれも高さが六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二条、第二十八条から第三十条まで、第四十六条、第四十九条、第五十条、第百十二条、第百十四条、第五章の二、第百二十九条の十三の二及び第百二十九条の十三の三の規定は適用せず、公益的建築物については、第四十一条から第四十三条まで及び第五章の規定は適用しない。

第百四十七条の二中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第百四十八条第二項第一号中「第十条」を「第九条の四（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十条」に、「除く。）」を「除き、法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第八十七条の二第一項、法第八十七条の三第三項及び第五項」に改め、同項第二号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改める。

第百四十九条第二項第一号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に、「以下この項」を「次号」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「及び第五項第三号」を「、第五項及び第六項第三号」に、「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改める。

第三条第一項第二号中「第六項まで」を「第八項まで」に、「第六十二条、第六十七条の三第一項」を「第六十七条第一項」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第一号

二　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第二号

三　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第二号

四　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第一号

五　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第七号

六　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第一号

七　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第六号

八　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第二号（都市再開発法施行令の一部改正）

第四条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「建べい率」を「建蔽率」に改め、「若しくは第六十二条」を削り、「第六十三条」を「第六十二条」に改める。

（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第五条　沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第九十六条中「、第六十一条若しくは第六十二条第一項」を「若しくは第六十一条」に改め、「建築基準法第六十一条と第六十二条第一項の規定又は」を削り、「各項の規定は、それぞれ」を「各項の規定は」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第六条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「及び第五項第三号」を「、第五項及び第六項第三号」に、「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第七条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第八条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

附則第三条の表中「平成三十一年七月三十一日」を「令和元年七月三十一日」に、「平成三十一年九月二十日」を「令和元年九月二十日」に、「平成三十二年一月三十一日」を「令和二年一月三十一日」に、「平成三十二年三月二十日」を「令和二年三月二十日」に、「平成三十二年七月三十一日」を「令和二年七月三十一日」に、「平成三十二年九月二十日」を「令和二年九月二十日」に、「平成三十三年一月三十一日」を「令和三年一月三十一日」に、「平成三十三年三月二十日」を「令和三年三月二十日」に、「平成三十三年七月三十一日」を「令和三年七月三十一日」に、「平成三十三年九月二十日」を「令和三年九月二十日」に、「平成三十四年一月三十一日」を「令和四年一月三十一日」に、「平成三十四年三月二十日」を「令和四年三月二十日」に、「平成三十四年七月三十一日」を「令和四年七月三十一日」に、「平成三十五年一月三十一日」を「令和五年一月三十一日」に、「平成三十五年七月三十一日」を「令和五年七月三十一日」に改める。

（官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令の一部改正）

第九条　官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令（平成十七年政令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「規定する建築物」の下に「及び災害があった場合において建築物の用途を変更して同法第八十七条の三第二項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。ただし、第八条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令附則第三条の表の改正規定は、公布の日から施行する。